

早わかり！

男性の育児休業 ここがポイント

1 育児休業と産後パパ育休のポイント



長くは休めないけど、配偶者の出産直後のサポートがしたい！

産後パパ育休

対象期間

子どもの出生後8週間以内に4週間(28日間)まで、2回に分けての分割取得が可能

- ◆28日間には土日含まれます
- ◆子どもが産まれていなくても、出産予定日から取得することができます
- ◆上限4週間(28日間)よりも長く育児休業を取得したい場合は、産後パパ育休ではなく、通常の育児休業を取得することができます

申出期限

原則、休業開始の2週間前までに書面で申出

- ◆出産予定日より前に産まれた場合、1週間前までの申出でOKです
- ◆出産予定日が前後した場合の、産後8週間の期間は以下のとおりです
 - ・出産予定日前に子が産まれた場合は、出産日から出産予定日の8週間後までの期間に4週間以内
(例:4/1出産予定日・3/25出生 → 3/25~5/27)
 - ・出産予定後に子が産まれた場合は、出産予定日から出産日の8週間後までの期間に4週間以内
(例:4/1出産予定日・4/8出生→4/1~6/3)

※出産予定日がずれても、産後パパ育休をできる4週間の上限は変わりません

休業中の就労

労働者が合意した範囲で産後パパ育休中に働くことができます (*労使協定の定めが必要)

配偶者のキャリアを考えて、交代で育児休業を取りたい

配偶者とともに長く子育てにかかわりたい



通常の育児休業

対象期間

- 原則、子の1歳の誕生日の前日までが期間の上限で、労働者の希望する期間取得することが可能
- ◆配偶者が専業主婦や育児休業中でも取得することができます
 - ◆産後パパ育休と組み合わせて取得することも可能です

申出期限

- 原則、休業開始の1か月前までに書面で申出
- ◆1か月前までに申出をしていない場合でも取得できますが、休業開始日を会社に指定される場合があります
 - ◆出産予定日より前に産まれた場合、1週間前までの申出でOKです

休業中の就労

産後パパ育休とは異なり、育児休業中は、原則働くことはできません。



パパ・ママ育休

両親ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月まで育児休業を延長することができます
(次ページ パターン2参照)

育児休業の延長

- ◆保育所に入所できないなどの事情がある場合、子が1歳6か月(最長2歳)まで育児休業を取得することができます
- ◆要件を満たせば、夫婦で育児休業を延長することも可能です



2 育児休業中のお金のこと

賃 金	法律上の定め無し（通常は無給です）
育児休業給付金	最初の180日は賃金の67%(それ以降は賃金の50%) ※
社会保険料	要件を満たせば労使双方免除されます
雇用保険料	無給の場合、保険料は発生しません

手取り賃金で比べると
休業前の8割相当が支給されます



育児休業給付のお問合せはこちら
(群馬県内のハローワーク)

※令和7年4月1日以降は、出生後一定期間に両親とも14日以上育児休業を取得した場合に、28日間まで休業開始前賃金の13%が出生後休業支援給付として支給されることが予定されています（当該期間は上記と併せて手取り10割相当）

※ 育児休業給付の手続きは、天災等やむを得ない理由がある場合を除き、原則、事業主が行うものです。事業主が給付手続きを社会保険労務士に委託している場合も、その手数料は事業主が負担しなければなりません。



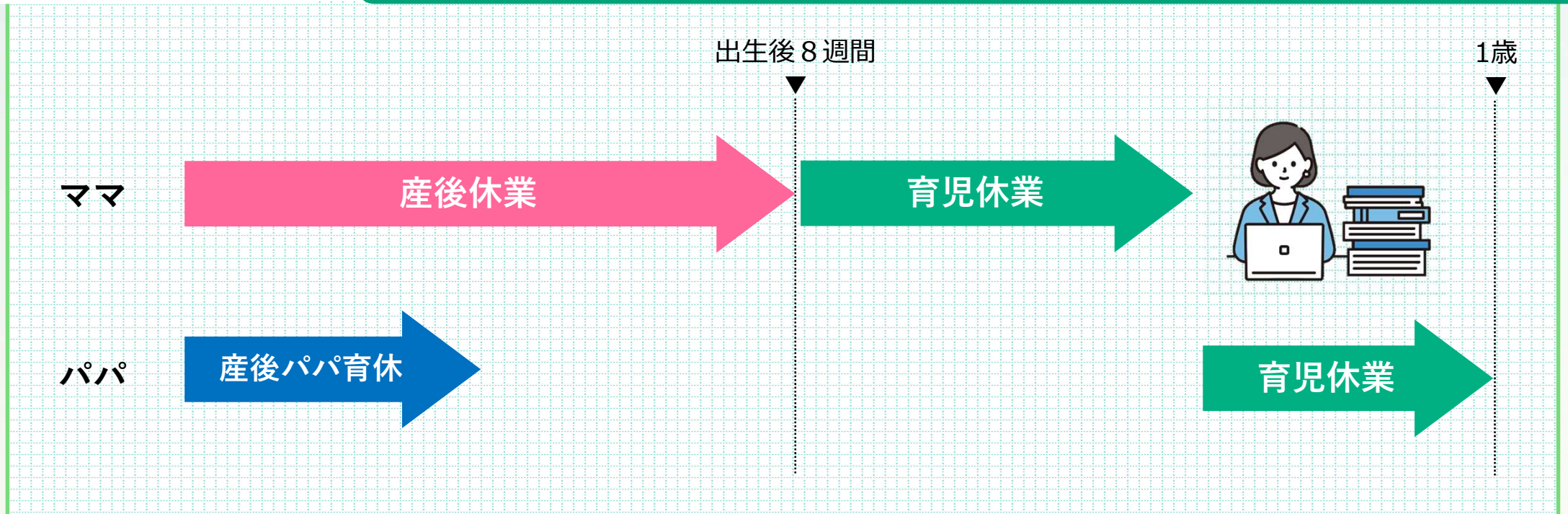
3 育児休業の取得スタイル

育児休業、産後パパ育休を活用して、
様々な育休の取り方が可能です！



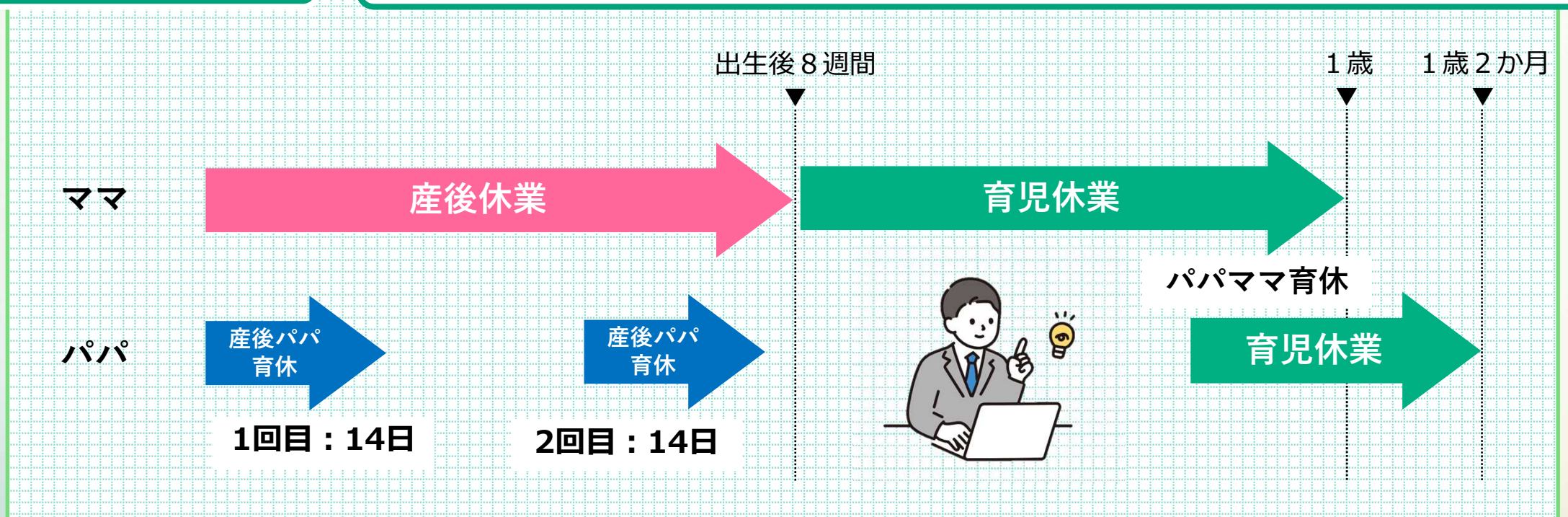
パターン1

産後パパ育休を取得後、ママと交代で育児休業を取得する



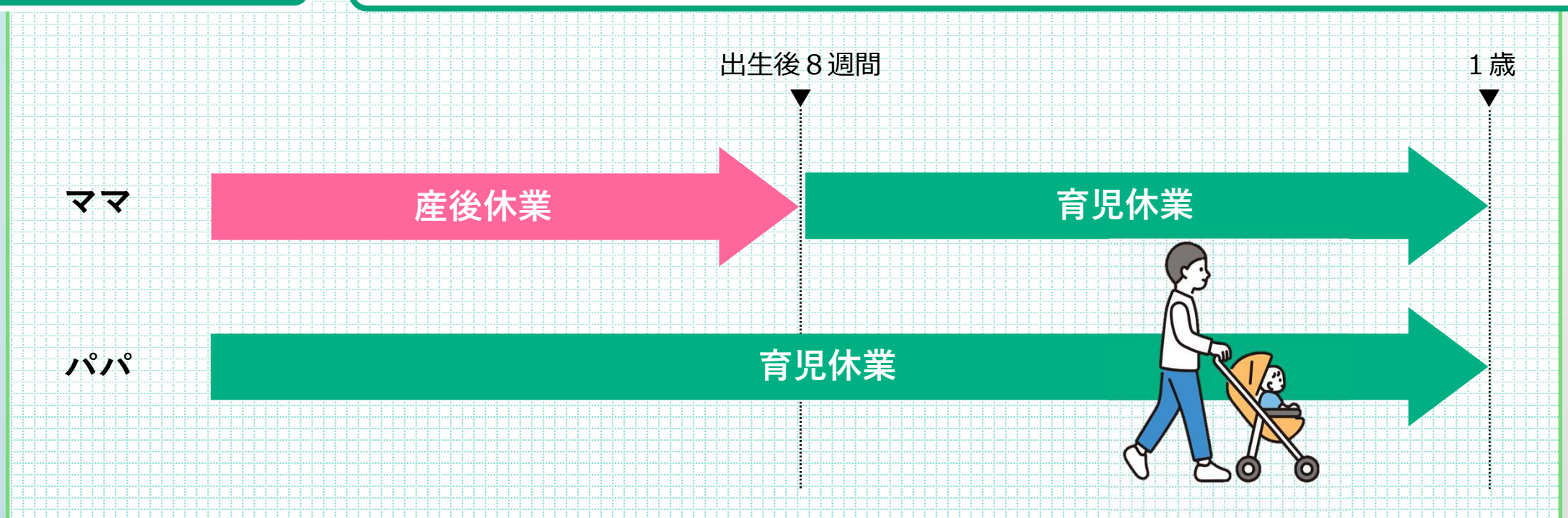
パターン2

パパママ育休を取得し、慣らし保育などサポート



パターン3

ママ、パパそれぞれ子が1歳になるまで育児休業を取得する



4 育児・介護休業法で禁止されていること

育児休業の申出・取得を理由とした
解雇や不利益取り扱いを禁止しています！



不利益取り扱いの例

- ◆育児休業を取得したことを理由に、昇進・昇格の人事考課で明らかに低い評価を受けた
- ◆育児休業から復帰後、通常に勤務をしていたが、ボーナスを著しく減らされた
- ◆育児休業の申出をしたところ、遠方への異動を命じられた

育児休業に関するQ&A

【男性労働者からの相談】

Q：第2子が生まれるため、1か月の育児休業の申出をしたところ、男性の育児休業は5日間しかとれないと言われた

A：育児休業は、原則子が1歳に達するまでの間で、男女労働者が希望した期間取得をすることができるので、会社側が育児休業を取得できる期間を制限することはできません。

【会社からの相談】

Q：12月29日～1月7日まで年末年始の休業となる。男性労働者から12月28日～1月12日まで産後パパ育休の申出があったが、年末年始の期間（10日間）は産後パパ育休の期間である28日から除くのか。

A：産後パパ育休の期間である28日間には公休日も含まれます。
このため、12月28日～1月12日まで産後パパ育休を取得した場合、産後パパ育休を16日取得することになります。

育児休業について、わからないこと・困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。

群馬労働局 雇用環境・均等室

☎027-896-4739

受付時間 平日 8:30～17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

※相談は電話、来室いずれでも可能です。



厚生労働省
群馬労働局

群馬労働局HP



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

